

## 会員に対する処分について

平成 18 年 10 月 26 日  
社団法人 投資信託協会

本協会は、本日、下記のとおり、法令違反行為が認められた会員 1 社に対し、定款第 14 条第 1 項に基づく処分を行いました。

オリックス・アセットマネジメント株式会社

### 1. 事実関係

オリックス・アセットマネジメント株式会社（以下「同社」という。）に対する証券取引等監視委員会の検査の結果、次のとおり法令違反行為が認められた。

#### 投資法人資産運用業に係る善管注意義務違反

同社は、オリックス不動産投資法人との間で締結した資産の運用に係る委託契約に基づき行っている資産の運用において、平成 13 年 12 月から平成 18 年 3 月までの間において、運用資産に組み入れる不動産の取得時等に本来行うべき審査等の業務を適切に行っていなかった。

同社の上記行為は、投資信託及び投資法人に関する法律第 34 条の 2 第 2 項に定める善管注意義務に違反するものと認められる。

#### 一般事務受託者としての善管注意義務違反

同社は、一般事務受託者としてオリックス不動産投資法人に対して行っていた機関運營業務において、平成 13 年 9 月から平成 18 年 2 月までの間に開催したとする当該投資法人の役員会 130 回のうち 88 回について、当該投資法人の役員の招集事実がなく、同社職員によるいわゆる持ち回りを行っていた。

同社が一般事務受託者として行った上記行為は、平成 17 年法律第 87 号による改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第 112 条第 2 項に定める善管注意義務に違反するものと認められる。

### 2. 処分の内容

以上のことから、オリックス・アセットマネジメント株式会社に対し、次のとおり処分を行った。

- ・ 定款第 14 条第 1 項の規定に基づく処分  
過怠金 500 万円を徴収する。

以 上

本件に関する問い合わせ先： 総務部 03 - 5614 - 8400